

沼田市 子ども・子育て支援事業計画

概要版

平成 27 年度 ▶ 平成 31 年度



沼田市

子ども・子育て支援新制度

子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組み

すべての子どもが健やかに成長することができる社会をめざして、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、この法律に基づいた「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

新制度では、子どもや子育て家庭の状況に応じたさまざまな支援を市町村が中心になって行います

子ども・子育て支援新制度の目的と主な内容

保育の量的拡大と確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、保育園等の施設を計画的に整備するほか、地域型保育事業等の実施により、保育の量や種類を増やし、待機児童の解消をはかります。また、職員の処遇改善や配置に関する改善を行い、保育の質の向上をはかります。

地域の子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、学童クラブや地域子育て支援拠点事業等の事業の充実をはかります。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持つ認定こども園の普及をはかるとともに、認定こども園・幼稚園・保育園を通じた共通の給付制度が創設されます。

子ども・子育て支援事業計画策定の趣旨と基本的な考え方

■ 少子化や核家族化が進み、家庭や地域の子育てを取り巻く環境が大きく変化しています

沼田市では、これまで「沼田市次世代育成支援行動計画（前期・後期、平成17年度～26年度）」により、「子どもが 親が 地域が元気！ みんなで育てる沼田の子」を基本理念として子育て支援施策を進めてきました。子どもを取り巻く環境が変化するなか、「沼田市次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承し、すべての子どもが、かけがえのない存在として育まれるまちづくりをさらに進めるため、新たに子ども・子育て支援法に基づく「沼田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

■ 基本理念

沼田市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子どもが 親が 地域が 元気！ みんなで育てる沼田の子

- 子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえて策定します。
- 沼田市次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎます。
- 子どもの最善の利益が実現するまちを目指します。

■ 教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、市全域を1区域とし、一体的に整備を進めます。

■ 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

26年度

27年度

28年度

29年度

30年度

31年度

計画
策定

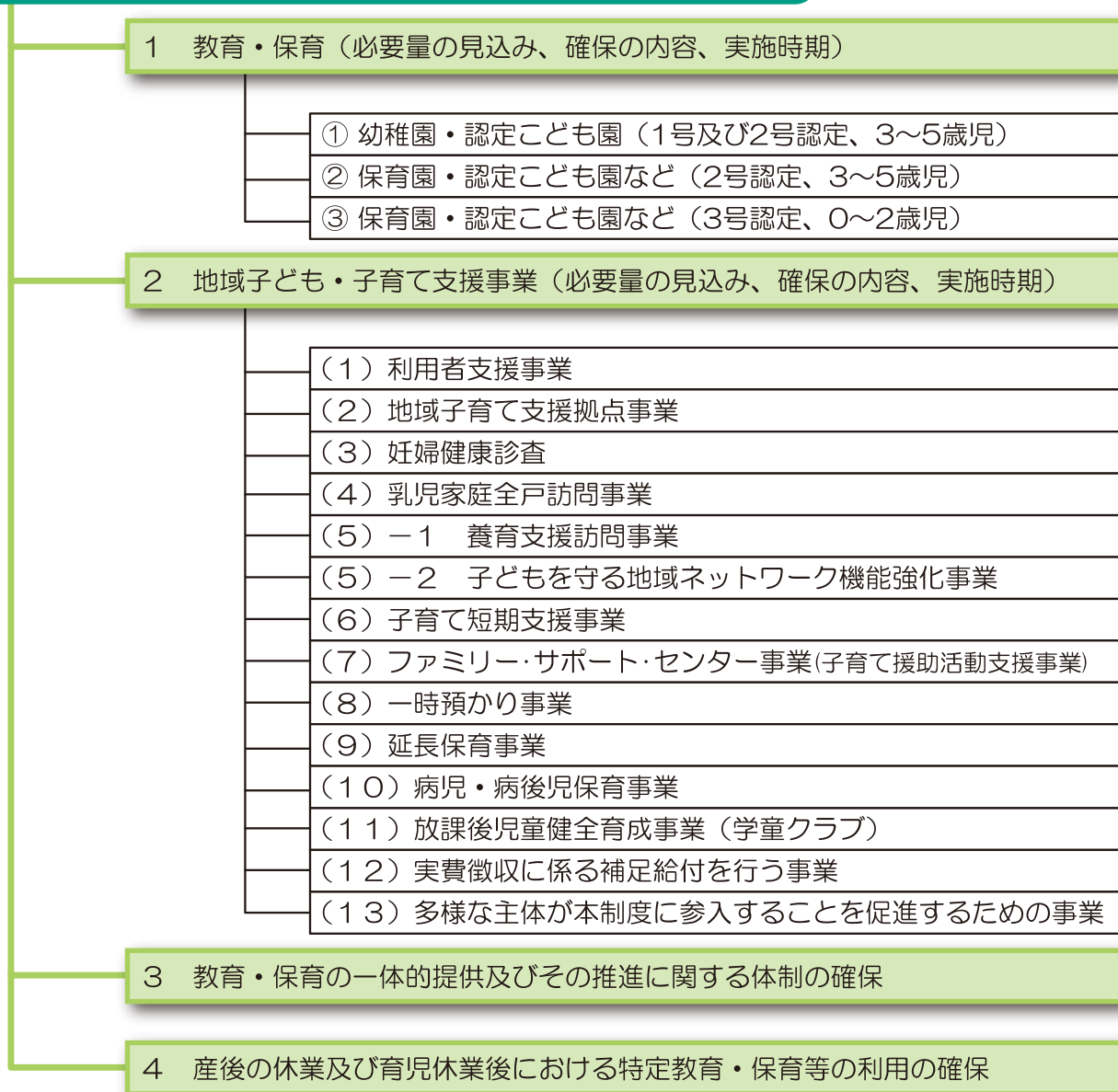
沼田市子ども・子育て支援事業計画

必要により見直し

■ 計画の体系

沼田市子ども・子育て支援事業計画の施策体系は次のとおりです。

1. 幼児期の教育・保育、地域における子育て支援の充実



内閣府 子ども・子育て支援新制度キャラクター すくすくジャパン

2. 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

- 1 安心・安全な妊娠、出産、育児への支援
- 2 子どもと母親への健康支援
- 3 自信を持ち楽しんで子育てできるための支援

3. 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実等
- 4 子どもの貧困対策の推進

4. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

■ 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、各事業に対するニーズに応じていくため、市内関係機関、保育園・幼稚園等子ども・子育て支援事業者、学校、市民の方など多くの方の意見を取り入れながら、必要なサービスの量の確保と多様化を含む質の向上に努めていきます。

■ 計画の点検・評価などの進捗管理

計画を実効性のあるものとして推進するため、「沼田市子ども・子育て会議」において計画に基づく施策の進捗状況を検証していきます。

「沼田市子ども・子育て会議」

事業計画の内容や実施状況等を調査・審議する機関として、保護者、子ども・子育て支援事業者、学識経験者等で構成する会議を設置しています。

子ども・子育て支援事業計画の数値目標

幼児期の教育・保育（必要量の見込み、確保方策）

- 各年度における必要量の見込みに対し、提供体制の確保とその実施時期（確保方策）を定めます。
- 「子ども・子育て支援新制度」においては、保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、利用施設・事業が決まる仕組みとなっています。

認定区分	対象となる子ども	利用施設・事業
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上で幼稚園等での教育を希望	認定こども園 幼稚園
2号認定 （満3歳以上・保育認定）	満3歳以上で保育を必要とし、保育園等での保育を希望	認定こども園 保育園
3号認定 （満3歳未満・保育認定）	満3歳未満で保育を必要とし、保育園等での保育を希望	認定こども園 保育園 地域型保育事業

① 幼稚園・認定こども園 【1号及び2号認定（教育を希望）、3～5歳児】

幼稚園及び認定こども園の利用拡大のため、一時預かり事業（幼稚園型）の充実、認定こども園への移行促進などに取り組んでいきます。

	平成27年度	平成31年度
①必要量の見込み（人）	364	319
②確保方策（人）		
1号認定	295	259
2号認定（教育を希望）	69	60
新制度に移行しない幼稚園	0	0
②-①	0	0

② 保育園・認定こども園など 【2号認定、3～5歳児】

認定こども園への移行促進、認可保育園の定員増などに取り組んでいきます。

	平成27年度	平成31年度
①必要量の見込み（人）	740	740
②確保方策（人）		
教育・保育	697	723
地域型保育	17	17
認可外保育施設	—	—
②-①	▲26	0

③ 保育園・認定こども園など【3号認定、0～2歳児】

認定こども園への移行促進、認可保育園の定員増、地域型保育事業の設置などに取り組んでいきます。

	平成 27 年度	平成 31 年度
①必要量の見込み（人）	462 (82)	462 (82)
②確保方策（人）		
教育・保育	402 (66)	439 (75)
地域型保育	14 (5)	23 (7)
認可外保育施設	—	—
②-①	▲46 (▲11)	0

※()内は0歳児の内数

地域子ども・子育て支援事業（必要量の見込み、確保方策）

- 各年度における事業ごとの提供体制の確保とその実施時期（確保方策）を定めます。
- 家で育児をしている家庭を含めた全ての子ども・子育て家庭を対象に事業を行います。

利用者支援事業（新規事業） 子育て家庭へ支援の案内や情報提供を行う事業			
		平成 27 年度	平成 31 年度
必要量の見込み（か所）		1	1
確保方策	子ども課窓口には支援員(子育てコンシェルジュ)を配置します。		
地域子育て支援拠点事業 子育て支援センター等において親子の交流や育児相談等を行う事業			
		平成 27 年度	平成 31 年度
必要量の見込み（人回）		6,500	6,500
確保方策	（人回）	6,500	6,500
	（か所）	3	3
妊婦健康診査 公費助成により受診率の向上をはかり、安全・安心な出産を支援する事業			
		平成 27 年度	平成 31 年度
必要量の見込み（人）		315	279
確保方策	現状の体制を維持・継続します。		
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師等が訪問し子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行う事業			
		平成 27 年度	平成 31 年度
必要量の見込み（人）		315	279
確保方策	現状の体制を維持・継続します。		
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、育児・家事等の支援を行う事業			
		平成 27 年度	平成 31 年度
必要量の見込み（人）		50	50
確保方策	実施に向け体制づくりを進めます。		

子育て短期支援事業 保護者の疾病等により一時的に家庭で養育できないお子さんを児童養護施設等で養育、保護を行う事業			
		平成 27 年度	平成 31 年度
	必要量の見込み (人日)	18	16
	確保方策	必要に応じて情報提供や利用支援をはかります。	
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) 育児援助を受けたい人と援助する人の相互援助活動を行う事業			
		平成 27 年度	平成 31 年度
	必要量の見込み (人日)	250	250
	確保方策 (人日)	250	250
一時預かり事業 (幼稚園型) 幼稚園終了後も幼稚園でお子さんを預かる事業			
		平成 27 年度	平成 31 年度
	必要量の見込み (人日)	2,912	2,552
	確保方策 (人日)	2,912	2,552
一時預かり事業 (その他) 急用等による一時的な保育ニーズに対応し、保育園等でお子さんを預かる事業			
		平成 27 年度	平成 31 年度
	必要量の見込み (人日)	3,650	3,650
	確保方策 (人日)	3,650	3,650
延長保育事業 保育園等で、通常の保育時間を超えて保育を行う事業			
		平成 27 年度	平成 31 年度
	必要量の見込み (人)	315	277
	確保方策	(人)	277
		(か所)	7
病児・病後児保育事業 病気のため保育園等での集団保育が困難な時期に一時的に保育を実施する事業 (保育中に体調不良となったお子さんを保育園の医務室等で看護師が緊急的な対応を行う事業を含む)			
		平成 27 年度	平成 31 年度
	必要量の見込み (人日)	950	950
	確保方策 (人日)	950	950
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に放課後や長期休みに生活の場を提供し健全育成をはかる事業			
		平成 27 年度	平成 31 年度
	必要量の見込み (人)	489	413
	確保方策 (人)	489	413

(「必要量の見込み」は子育て家庭へのニーズ調査や人口推計等をもとに算出しています。)

※「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」については、要保護児童対策地域協議会の機能強化や、関係職員の専門性の強化などを図ります。

※「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、必要に応じ事業の実施を検討します。

沼田市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

発行 ▶ 沼田市

編集 ▶ 沼田市 健康福祉部 子ども課

子ども・子育て支援事業計画は、市のホームページに掲載しています。

<http://www.city.numata.gunma.jp/>